

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 3 月 31 日 (金) 第 400 号 の 7



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

教 育 委 員 会 規 則

○地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則 (※)

(教職員課取扱い) 1

教 育 委 員 会 規 則

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長 東 條 広 光

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 第 6 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則
(学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部改正)

第 1 条 学校職員の休暇の取扱いに関する規則 (昭和 31 年 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 第 13 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条 各号列記以外の部分中「職員」を「学校職員」に改め、同条第 2 項第 1 号中「承認を受けた職員 (育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員)」を「承認を受けた学校職員 (育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなつた学校職員)」に改め、「第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は同法第 28 条の 6 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項」に改め、「職員 (以下「再任用職員」という。)」を「学校職員」に改め、「第 28 条の 5 第 1 項に」を「第 22 条の 4 第 1 項に」に改め、「(以下「再任用短時間勤務職員」という。)」を削り、「第 18 条第 1 項」の次に「又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律 (平成 14 年法律第 48 号) 第 5 条」を加え、「職員 (以下「任期付短時間勤務職員」という) を「学校職員 (以下これらを「定年前再任用短時間勤務職員等」と総称する)」に改める。

第 3 条第 2 項第 2 号及び同条第 3 項第 1 号中「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」を「及び定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第 3 条第 3 項第 2 号中「再任用職員又は任期付短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第 3 条第 6 項第 2 号中「再任用職員及び任期付短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第 3 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号中「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」を「及び定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

別表第 1 第 20 号の 2 中「5 日 (当該通院等が体外受精その他の県教育長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10 日)」を「10 日」に改め、同表第 26 号の 2 の見出しを「産前・産後休暇」に改める。

(鹿 児 島 県 学 校 職 員 の 初 任 給 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 改 正)

第 2 条 鹿 児 島 県 学 校 職 員 の 初 任 給 等 に 関 す る 規 則 (昭 和 32 年 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 第 16 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条 の 5 を 次の よう に 改 め る。

(降格の場合の号給の決定)

第 7 条 の 5 教育職給料表 (二) , 教育職給料表 (三) 又は医療職給料表の適用を受ける学校職員を降格させた場合におけるその者の号給の決定に関し, 県職員規則別表第 7 の 2 の規定の適用については, 別表第 8 に定めるところによる。

別表第 1 イ の 表 中 「養護助教諭」 を 「養護助教諭
栄養教諭 (1 級)」 に改める。

別表第 7 の次に次の 1 表を加える。

別表第 8 (第 7 条の 5 関係)

降格時号給対応表

ア 教育職給料表 (二) 降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
1	21	53	41
2	22	54	42
3	23	55	43
4	24	56	44
5	25	57	45
6	26	58	46
7	27	59	47
8	28	60	48
9	29	61	49
10	30	62	50
11	31	63	51
12	32	64	52
13	33	65	53
14	34	66	54
15	35	67	55
16	36	68	56
17	37	69	57
18	38	70	58
19	39	71	59
20	40	72	60
21	41	73	61
22	42	74	62
23	43	75	63
24	44	76	64
25	45	77	66
26	46	78	68
27	47	79	70
28	48	80	72
29	50	81	74
30	52	82	76
31	54	83	77
32	56	84	77
33	59	85	77
34	62	86	77
35	65	87	77
36	68	88	77

37	69	89	77
38	70	90	
39	71	91	
40	72	92	
41	74	93	
42	76	94	
43	78	95	
44	80	96	
45	82	97	
46	84	98	
47	86	99	
48	88	100	
49	90	102	
50	92	104	
51	94	106	
52	96	108	
53	98	110	
54	100	112	
55	102	114	
56	104	116	
57	107	123	
58	110	130	
59	113	142	
60	116	145	
61	121	145	
62	126	145	
63	131	145	
64	136	145	
65	141	145	
66	146	145	
67	151	145	
68	153	145	
69	153	145	
70	153	145	
71	153	145	
72	153	145	
73	153	145	
74	153	145	
75	153	145	
76	153	145	
77	153	145	
78	153		
79	153		
80	153		
81	153		
82	153		
83	153		
84	153		
85	153		
86	153		

87	153		
88	153		
89	153		
90	153		
91	153		
92	153		
93	153		
94	153		
95	153		
96	153		
97	153		
98	153		
99	153		
100	153		
101	153		
102	153		
103	153		
104	153		
105	153		
106	153		
107	153		
108	153		
109	153		
110	153		
111	153		
112	153		
113	153		
114	153		
115	153		
116	153		
117	153		
118	153		
119	153		
120	153		
121	153		
122	153		
123	153		
124	153		
125	153		
126	153		
127	153		
128	153		
129	153		
130	153		
131	153		
132	153		
133	153		
134	153		
135	153		
136	153		

137	153		
138	153		
139	153		
140	153		
141	153		
142	153		
143	153		
144	153		
145	153		

イ 教育職給料表（三）降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
1	9	49	57
2	10	50	58
3	10	51	59
4	11	52	60
5	12	53	61
6	13	54	62
7	14	55	63
8	15	56	64
9	16	57	65
10	17	58	66
11	18	59	67
12	19	60	68
13	20	61	69
14	21	62	70
15	23	63	71
16	24	64	72
17	25	65	73
18	26	66	74
19	27	67	75
20	28	68	80
21	29	69	85
22	30	70	90
23	31	71	93
24	32	72	93
25	33	73	93
26	34	74	93
27	35	75	93
28	36	76	93
29	37	77	93
30	38	78	93
31	39	79	93
32	40	80	93
33	41	81	93
34	42	82	93
35	43	83	93
36	44	84	93
37	45	85	93

38	46	86	
39	47	87	
40	48	88	
41	51	89	
42	54	90	
43	57	91	
44	60	92	
45	62	93	
46	64	94	
47	66	95	
48	68	96	
49	70	97	
50	72	98	
51	74	99	
52	76	100	
53	78	101	
54	80	102	
55	82	103	
56	84	104	
57	85	105	
58	86	106	
59	87	107	
60	88	108	
61	91	110	
62	94	112	
63	97	114	
64	100	116	
65	107	117	
66	114	118	
67	121	119	
68	125	120	
69	125	122	
70	125	124	
71	125	126	
72	125	128	
73	125	130	
74	125	150	
75	125	155	
76	125	157	
77	125	157	
78	125	157	
79	125	157	
80	125	157	
81	125	157	
82	125	157	
83	125	157	
84	125	157	
85	125	157	
86	125	157	
87	125	157	

88	125	157	
89	125	157	
90	125	157	
91	125	157	
92	125	157	
93	125	157	
94	125		
95	125		
96	125		
97	125		
98	125		
99	125		
100	125		
101	125		
102	125		
103	125		
104	125		
105	125		
106	125		
107	125		
108	125		
109	125		
110	125		
111	125		
112	125		
113	125		
114	125		
115	125		
116	125		
117	125		
118	125		
119	125		
120	125		
121	125		
122	125		
123	125		
124	125		
125	125		
126	125		
127	125		
128	125		
129	125		
130	125		
131	125		
132	125		
133	125		
134	125		
135	125		
136	125		
137	125		

138	125		
139	125		
140	125		
141	125		
142	125		
143	125		
144	125		
145	125		
146	125		
147	125		
148	125		
149	125		
150	125		
151	125		
152	125		
153	125		
154	125		
155	125		
156	125		
157	125		

ウ 医療職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	21	17	13	17	17	17
2	22	18	14	18	18	18
3	23	19	15	19	19	19
4	24	20	16	20	20	20
5	25	21	17	21	21	21
6	26	22	18	22	22	22
7	27	23	19	23	23	23
8	28	24	20	24	24	24
9	29	25	21	25	25	25
10	30	26	22	26	26	26
11	31	27	23	27	27	27
12	32	28	24	28	28	28
13	33	29	25	29	29	29
14	34	30	26	30	30	30
15	35	31	27	31	31	31
16	36	32	28	32	32	32
17	37	33	29	33	33	33
18	38	34	30	34	34	34
19	39	35	31	35	35	35
20	40	36	32	36	36	36
21	41	37	33	37	37	38
22	42	38	34	38	38	40
23	43	39	35	39	39	42
24	44	40	36	40	40	44
25	45	41	37	41	41	50
26	46	42	38	42	42	56

27	47	43	39	43	43	62
28	48	44	40	44	44	65
29	50	45	41	45	45	65
30	52	46	42	46	46	65
31	54	47	43	47	47	65
32	56	48	44	48	48	65
33	58	49	45	50	50	65
34	60	50	46	52	52	65
35	62	51	47	54	54	65
36	64	52	48	56	56	65
37	66	53	49	57	59	65
38	68	54	50	58	62	65
39	70	55	51	59	65	65
40	72	56	52	60	69	65
41	74	57	53	63	73	65
42	76	58	54	66	77	65
43	78	59	55	69	81	65
44	80	60	56	72	85	65
45	82	61	57	76	85	65
46	84	62	58	80	85	65
47	85	63	59	84	85	65
48	85	64	60	90	85	65
49	85	65	61	96	85	65
50	85	66	62	102	85	65
51	85	67	63	105	85	65
52	85	68	64	105	85	65
53	85	70	65	105	85	65
54	85	72	66	105	85	
55	85	74	67	105	85	
56	85	76	68	105	85	
57	85	78	69	105	85	
58	85	80	70	105	85	
59	85	82	71	105	85	
60	85	84	72	105	85	
61	85	91	74	105	85	
62	85	98	76	105	85	
63	85	105	78	105	85	
64	85	105	80	105	85	
65	85	105	82	105	85	
66	85	105	84	105		
67	85	105	86	105		
68	85	105	88	105		
69	85	105	89	105		
70	85	105	90	105		
71	85	105	91	105		
72	85	105	92	105		
73	85	105	94	105		
74	85	105	113	105		
75	85	105	113	105		
76	85	105	113	105		

77	85	105	113	105		
78	85	105	113	105		
79	85	105	113	105		
80	85	105	113	105		
81	85	105	113	105		
82	85	105	113	105		
83	85	105	113	105		
84	85	105	113	105		
85	85	105	113	105		
86	85	105	113			
87	85	105	113			
88	85	105	113			
89	85	105	113			
90	85	105	113			
91	85	105	113			
92	85	105	113			
93	85	105	113			
94	85	105	113			
95	85	105	113			
96	85	105	113			
97	85	105	113			
98	85	105	113			
99	85	105	113			
100	85	105	113			
101	85	105	113			
102	85	105	113			
103	85	105	113			
104	85	105	113			
105	85	105	113			
106		105				
107		105				
108		105				
109		105				
110		105				
111		105				
112		105				
113		105				

（教育職員の給料の調整額に関する規則の一部改正）

第3条 教育職員の給料の調整額に関する規則（昭和32年鹿児島県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「「条例」を「「給与条例」に、「（条例）」を「（給与条例）」に改める。

第2条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（給料の調整額）」を付し、同条第2項を次のように改める。

2 教育職員（次項に掲げる教育職員を除く。）の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

第2条に次の3項を加える。

3 次の各号に掲げる教育職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された教育職員 鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に

関する条例（平成7年鹿児島県条例第25号。以下この項において「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下この項において「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている教育職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている教育職員 勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

(3) 育児休業法第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年鹿児島県条例第2号）第2条の3の規定により任期を定めて採用された教育職員 勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

4 前2項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる教育職員以外の教育職員 当該教育職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第2に掲げる額

(2) 前項第1号に掲げる教育職員 当該教育職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第3に掲げる金額

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額額の100分の25を超えるときは、給料月額額の100分の25に相当する額を給料の調整額とする。

第3条に見出しとして「（給料の切替に伴う経過措置の適用を受ける教育職員の給料の調整額）」を付し、同条中「前条第2項」を「第2条第5項」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（端数計算）

第3条 前条第2項、第3項及び第5項の規定による給料の調整額並びに同条第4項に規定する調整基本額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

（給与条例附則第14項の規定の適用を受ける教育職員の給料の調整額）

2 当分の間、給与条例附則第14項の規定の適用を受ける教育職員に対する第2条第4項の規定の適用については、同項第1号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

3 当分の間、給与条例附則第14項の規定の適用を受ける教育職員に対する別表第2の適用については、同表第2のアの表中「1号給7,398円、2号給7,465円、3号給7,533円、4号給7,600円、5号給7,672円、6号給7,758円、7号給7,839円、8号給7,920円、9号給7,996円、10号給8,091円、11号給8,181円、12号給8,266円、13号給8,352円、14号給8,446円、15号給8,541円、16号給8,635円、17号給8,734円、18号給8,838円、19号給8,950円」とあるのは「1号給5,179円、2号給5,224円、3号給5,274円、4号給5,319円、5号給5,373円、6号給5,431円、7号給5,485円、8号給5,544円、9号給5,598円、10号給5,665円、11号給5,728円、12号給5,787円、13号給5,845円、14号給5,913円、15号給5,980円、16号給6,043円、17号給6,115円、18号給6,187円、19号給6,264円」と、「1号給9,333円、2号給9,409円、3号給9,481円、4号給9,558円、5号給9,639円、6号給9,711円、7号給9,787円、8号給9,859円、9号給9,940円、10号給10,026円、11号給10,111円、12号給10,197円、13号給10,264円、14号給10,354円、15号給10,444円、16号給10,534円、17号給10,615円、18号給10,737円、19号給10,858円、20号給10,980円、21号給11,097円」とあるのは「1号給6,534円、2号給6,588円、3号給6,637円、4号給6,691円、5号給6,745円、6号給6,799円、7号給6,853円、8号給6,903円、9号給6,957円、10号給7,020円、11号給7,078円、12号給7,137円、13号給7,186円、14号給7,249円、15号給7,312円、16号給

7,375円, 17号給7,429円, 18号給7,515円, 19号給7,600円, 20号給7,686円, 21号給7,767円」とし、同表第2のイの表中「1号給7,398円, 2号給7,465円, 3号給7,533円, 4号給7,600円, 5号給7,672円, 6号給7,758円, 7号給7,839円, 8号給7,920円, 9号給7,996円, 10号給8,091円, 11号給8,181円, 12号給8,266円, 13号給8,352円」とあるのは「1号給5,179円, 2号給5,224円, 3号給5,274円, 4号給5,319円, 5号給5,373円, 6号給5,431円, 7号給5,485円, 8号給5,544円, 9号給5,598円, 10号給5,665円, 11号給5,728円, 12号給5,787円, 13号給5,845円」と、「1号給8,109円, 2号給8,203円, 3号給8,298円, 4号給8,397円, 5号給8,487円, 6号給8,577円, 7号給8,671円, 8号給8,766円, 9号給8,865円, 10号給8,982円, 11号給9,099円, 12号給9,216円, 13号給9,333円, 14号給9,409円, 15号給9,481円, 16号給9,558円, 17号給9,639円, 18号給9,711円, 19号給9,787円, 20号給9,859円, 21号給9,940円, 22号給10,026円, 23号給10,111円, 24号給10,197円, 25号給10,264円, 26号給10,354円, 27号給10,444円, 28号給10,534円, 29号給10,615円, 30号給10,737円, 31号給10,858円, 32号給10,980円」とあるのは「1号給5,674円, 2号給5,742円, 3号給5,809円, 4号給5,877円, 5号給5,940円, 6号給6,003円, 7号給6,070円, 8号給6,138円, 9号給6,205円, 10号給6,286円, 11号給6,367円, 12号給6,453円, 13号給6,534円, 14号給6,588円, 15号給6,637円, 16号給6,691円, 17号給6,745円, 18号給6,799円, 19号給6,853円, 20号給6,903円, 21号給6,957円, 22号給7,020円, 23号給7,078円, 24号給7,137円, 25号給7,186円, 26号給7,249円, 27号給7,312円, 28号給7,375円, 29号給7,429円, 30号給7,515円, 31号給7,600円, 32号給7,686円」とする。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第2条関係）

調整基本額表

ア 教育職給料表（二）

職務の級	調整基本額
1級	7,000円
2級	8,200円
3級	9,900円（給与条例別表第1イの備考2に定める教育職員にあっては、10,200円）
4級	12,500円

イ 教育職給料表（三）

職務の級	調整基本額
1級	6,800円
2級	8,100円
3級	9,700円（給与条例別表第1ウの備考2に定める教育職員にあっては、10,000円）
4級	12,200円

（産業教育手当の支給に関する規則の一部改正）

第4条 産業教育手当の支給に関する規則（昭和33年鹿児島県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「「条例」を「「給与条例」に改める。

第2条中「条例」を「給与条例」に改める。

第3条中「次の」の次に「各号に定める」を加え、同条ただし書中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「第28条の5第1項に」を「第22条の4第1項に」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

(1) 次号に掲げる教育職員以外の教育職員

科目	職務の級	手当の月額
実習を伴う農業又は水産に関する科目	1級	19,000円

実習を伴う工業に関する科目	2 級以上の級	24,000円
	1 級	14,000円
	2 級以上の級	18,000円

(2) 定年前再任用短時間勤務職員

科目	職務の級	手当の月額
実習を伴う農業又は水産に関する科目	1 級	14,000円
	2 級以上の級	16,400円
実習を伴う工業に関する科目	1 級	10,500円
	2 級以上の級	12,300円

第 6 条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第 1 項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則に次の 1 項を加える。

(給与条例附則第 14 項の規定の適用を受ける教育職員の産業教育手当の額)

- 2 当分の間、給与条例附則第 14 項の規定の適用を受ける教育職員の産業教育手当の額については、第 3 条中「定める額」とあるのは、「定める額に 100 分の 70 を乗じて得た額（その額に 50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げた額）」とする。

第 2 号様式備考 2 中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(管理職手当の支給に関する規則の一部改正)

第 5 条 管理職手当の支給に関する規則（昭和 34 年鹿児島県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「「条例」を「「給与条例」に、「条例」を「給与条例」に改める。

第 3 条を次のように改める。

(手当の額)

第 3 条 管理職手当の額は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 次号に掲げる学校職員以外の学校職員 前条に規定する職を占める学校職員に適用される給料表の別並びに同条に規定する職及び当該学校職員の属する職務の級に応じ、別表第 5 に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている学校職員及び同法第 17 条の規定による短時間勤務をしている学校職員にあつてはその額に鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年鹿児島県条例第 25 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を、同法第 18 条第 1 項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年鹿児島県条例第 2 号）第 2 条の 3 の規定により任期を定めて採用された学校職員にあつてはその額に勤務時間条例第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額）
- (2) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された学校職員 前条に規定する職を占める学校職員に適用される給料表の別並びに同条に規定する職及び当該学校職員の属する職務の級に応じ、別表第 6 に定める額に勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額
- 2 給与条例附則第 14 項の規定の適用を受ける学校職員に対する前項の規定の適用については、当分の間、同項第 1 号中「定める額」とあるのは、「定める額に 100 分の 70 を乗じて得た額（その額に 50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げた額）」とする。

別表第 5 アの表中

4 級	63,700円	を
-----	---------	---

3 級	60,700円
-----	---------

「

4 級	63,700円
-----	---------

」に改める。

別表第 5 の次に次の 1 表を加える。

別表第 6 (第 3 条関係)

ア 教育職給料表 (二)

職	職務の級	手当の額
別表第 1 に掲げる職	4 級	68,000円
別表第 2 に掲げる職	4 級	59,500円
別表第 3 に掲げる職	4 級	51,000円
	3 級	40,600円
別表第 4 に掲げる職	3 級	33,800円

イ 教育職給料表 (三)

職	職務の級	手当の額
別表第 1 に掲げる職	4 級	66,300円
別表第 2 に掲げる職	4 級	58,000円
別表第 3 に掲げる職	4 級	49,800円
	3 級	39,800円
別表第 4 に掲げる職	3 級	33,100円

(定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部改正)

第 6 条 定時制通信教育手当の支給に関する規則 (昭和 36 年鹿児島県教育委員会規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「「条例」を「「給与条例」に, 「, 条例」を「, 給与条例」に改める。

第 2 条中「条例」を「給与条例」に改める。

第 3 条第 1 項中「次の」の次に「各号に定める」を加え, 同項ただし書中「第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は同法第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項」に, 「第 28 条の 5 第 1 項に」を「第 22 条の 4 第 1 項に」に, 「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め, 同項の表を削り, 同項に次の各号を加える。

(1) 次号に掲げる教育職員以外の教育職員

課程	職務の級	手当の月額
夜間定時制の課程	1 級	19,000円
	2 級以上の級	24,000円
通信制の課程	1 級	10,000円
	2 級以上の級	12,000円

(2) 定年前再任用短時間勤務職員

課程	職務の級	手当の月額
夜間定時制の課程	1 級	14,000円
	2 級以上の級	16,400円
通信制の課程	1 級	7,000円
	2 級以上の級	8,200円

附則を附則第 1 項とし, 同項に見出しとして「(施行期日)」を付し, 附則に次の 1 項を加える。

(給与条例附則第 14 項の規定の適用を受ける教育職員の定時制通信教育手当の額)

2 当分の間, 給与条例附則第 14 項の規定の適用を受ける教育職員の定時制通信教育手当の額については, 第 3 条中「定める額」とあるのは, 「定める額に 100 分の 70 を乗じて得た額 (その額に 50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て, 50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げた額)」とする。

別記様式備考 2 中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（教職調整額の支給方法等に関する規則の一部改正）

第 7 条 教職調整額の支給方法等に関する規則（昭和 47 年鹿児島県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は同法第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項」に、「第 28 条の 5 第 1 項に」を「第 22 条の 4 第 1 項に」に改める。

（義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部改正）

第 8 条 義務教育等教員特別手当の支給に関する規則（昭和 50 年鹿児島県教育委員会規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「「条例」を「「給与条例」に改める。

第 2 条中「条例第 10 条の 2 第 4 項」を「給与条例第 10 条の 2 第 4 項」に改める。

第 3 条中「条例第 10 条の 2 第 3 項」を「給与条例第 10 条の 2 第 3 項」に改める。

第 4 条中「第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は同法第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第 28 条の 5 第 1 項に」を「第 22 条の 4 第 1 項に」に改め、同条第 1 号中「条例第 10 条の 2 第 1 項」を「給与条例第 10 条の 2 第 1 項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 2 号中「条例第 10 条の 2 第 1 項」を「給与条例第 10 条の 2 第 1 項」に改め、同条第 4 号中「条例第 7 条の 8」を「給与条例第 7 条の 8」に、「条例第 8 条」を「給与条例第 8 条」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 給与条例附則第 14 項の規定の適用を受ける学校職員に対する前項の規定の適用については、当分の間、同項第 1 号から第 6 号までの規定中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に 100 分の 70 を乗じて得た額（その額に 50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げた額）」とする。

別表第 1 及び別表第 2 中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（鹿児島県学校職員の管理職員特別勤務手当支給規則の一部改正）

第 9 条 鹿児島県学校職員の管理職員特別勤務手当支給規則（平成 3 年鹿児島県教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「「条例」を「「給与条例」に改める。

第 2 条中「条例第 7 条の 7 第 1 項」を「給与条例第 7 条の 7 第 1 項」に改める。

第 3 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項中「条例第 7 条の 7 第 3 項第 1 号」を「給与条例第 7 条の 7 第 3 項第 1 号」に改める。

第 3 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「条例第 7 条の 7 第 3 項第 2 号」を「給与条例第 7 条の 7 第 3 項第 2 号」に改め、同条第 3 項中「条例第 7 条の 7 第 1 項」を「給与条例第 7 条の 7 第 1 項」に改める。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（鹿児島県学校職員の給与に関する条例附則第 14 条の規定の適用を受ける学校職員の管理職員特別勤務手当の額）

2 鹿児島県学校職員の給与に関する条例附則第 14 項の規定の適用を受ける学校職員に対する第 3 条第 1 項及び第 3 条の 2 第 1 項の規定の適用については、当分の間、第 3 条第 1 項及び第 3 条の 2 第 1 項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に 100 分の 70 を乗じて得た額（その額に 50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げた額）」とする。

（鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則の一部改正）

第 10 条 鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則（平成 7 年鹿児島県教育委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 7 項及び第 10 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 7 条の 2 第 2 項中「第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しく

は第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「（以下「再任用職員」という。）で同法第28条の5第1項」を「同法第22条の4第1項」に改め、「（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を削り、「第18条第1項」の次に「又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条」を加え、「任期付短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則の一部改正）

第11条 再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則（平成13年鹿児島県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則

本則第1号中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「第28条の5第1項に」を「第22条の4第1項に」に、「第4条の2」を「第4条第10項」に改める。

本則第2号中「第6項若しくは第10項」を「若しくは第6項」に改める。

（指導が不適切な教員の取扱いに関する規則の一部改正）

第12条 指導が不適切な教員の取扱いに関する規則（平成15年鹿児島県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（鹿児島県立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正）

第13条 鹿児島県立学校職員の人事評価に関する規則（平成18年鹿児島県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（鹿児島県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正）

第14条 鹿児島県市町村立学校職員の人事評価に関する規則（平成18年鹿児島県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年鹿児島県条例第27号。以下「整備条例」という。）附則第24条第1項又は第2項の規定により採用された学校職員は、第1条の規定による改正後の学校職員の休暇の取扱いに関する規則（以下「改正後の休暇取扱規則」という。）第3条第2項に規定する学校職員とみなして、同条第3項（第2号に係る部分に限る。）及び第6項の規定を適用する。

2 整備条例附則第25条第1項又は第2項の規定により採用された学校職員は、改正後の休暇取扱規則第3条第2項に規定する学校職員とみなして、同項、同条第3項及び第3条の2第1項の規定を適用する。

（教育職員の給料の調整額に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第3条 整備条例附則第24条第1項又は第2項の規定により採用された教育職員は、第3条の規定による改正後の教育職員の給料の調整額に関する規則（以下「改正後の調整額規則」という。）第2条第3項第1号に規定する教育職員とみなして、同条第4項の規定を適用する。

2 整備条例附則第25条第1項又は第2項の規定により採用された教育職員は、改正後の調整額規則第2条第3項第1号に規定する教育職員とみなして、同項及び同条第4項の規定を適用する。

第4条 鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号。以下「給与条例」という。）第6条の規定により給料の調整を行う職（以下「給料の調整額適用職」という。）を占める整備条例附則第24条第1項又は第25条第1項の規定により採用された教育職員（以下「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る整備条例第13条の規定による改正前の鹿児島県学校職員の定年等に関する条例（昭和59年鹿児島県条例第30号。以下「改

正前の定年条例」という。)第 3 条に規定する年齢（この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における同条に規定する年齢に準じた当該職に係る年齢）に達した日が施行日の前日以前である教育職員であって、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の調整額規則第 2 条及び第 3 条並びに前条の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該教育職員に係る調整数を乗じて得た額（整備条例附則第 25 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された教育職員にあってはその額に改正後の調整額規則第 2 条第 3 項第 1 号に定める数を、同項第 2 号に掲げる教育職員にあってはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額額の 100 分の 25 を超えるときは、給料月額額の 100 分の 25 に相当する額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める施行日前に地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）による改正前の地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用された教育職員（以下「旧法再任用職員」という。）であった教育職員であって、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員（第 3 号に掲げる教育職員を除く。）施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

(2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用職員（次号に掲げる教育職員を除く。）施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとした場合に整備条例第 5 条の規定による改正前の鹿児島県学校職員の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）及びこれに基づく規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として第 3 条の規定による改正前の教育職員の給料調整額に関する規則（以下「改正前の調整額規則」という。）第 2 条第 2 項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

(3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員（給料の調整額適用職以外の職を占める教育職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める教育職員となったものを含む。）施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に 2 回以上該当することとなった場合にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合）に、改正前の給与条例及びこれに基づく規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の調整額規則第 2 条第 2 項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧法再任用職員でなかった者にあっては同日に旧法再任用職員になったとした場合に、同日後にアに掲げる場合に該当した者にあっては同日にアに掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞれ改正前の給与条例及びこれに基づく規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合）

（産業教育手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第 5 条 整備条例附則第 24 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された教育職員は、第 4 条の規定による改正後の産業教育手当の支給に関する規則（以下「改正後の産業教育手当規則」という。）第 3 条に規定する教育職員とみなして、同条及び第 6 条の規定を適用する。

2 整備条例附則第 25 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された教育職員は、改正後の産業

教育手当規則第 3 条に規定する教育職員とみなして、同条及び第 6 条の規定を適用する。

第 6 条 給与条例第 8 条の規定により産業教育手当の支給を行う職（以下「産業教育手当支給職」という。）を占める特定暫定再任用職員のうち、当該職に係る改正前の定年条例第 3 条に規定する年齢（施行日以後新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における同条に規定する年齢に準じた当該職に係る年齢）に達した日が施行日の前日以前である教育職員であって、その者に係る産業教育手当の支給額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の産業教育手当規則第 3 条及び第 6 条並びに前条の規定による産業教育手当の支給額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（整備条例附則第 25 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された教育職員にあってはその額に改正後の産業教育手当規則第 3 条に定める数を乗じて得た額）（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を産業教育手当として支給する。

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) 施行日の前日において、産業教育手当支給職を占める旧法再任用職員であった教育職員であって、施行日において引き続き産業教育手当支給職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き産業教育手当支給職を占める特定暫定再任用職員（第 3 号に掲げる教育職員を除く。）施行日の前日にその者に適用されていた産業教育手当の支給額
- (2) 施行日以後に新たに産業教育手当支給職を占めることとなった特定暫定再任用職員（次号に掲げる教育職員を除く。）施行日の前日に産業教育手当支給職を占める旧法再任用職員になったとした場合に改正前の給与条例及びこれに基づく規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として第 4 条の規定による改正前の産業教育手当の支給に関する規則（以下「改正前の産業教育手当規則」という。）第 3 条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる産業教育手当の支給額
- (3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員（産業教育手当支給職以外の職を占める教育職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに産業教育手当支給職を占める教育職員となったものを含む。）施行日の前日において、産業教育手当支給職を占める旧法再任用職員になったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に 2 回以上該当することとなった場合にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合）に、改正前の給与条例及びこれに基づく規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の産業教育手当規則第 3 条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる産業教育手当の支給額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧法再任用職員でなかった者にあつては同日に旧法再任用職員になったとした場合に、同日後にアに掲げる場合に該当した者にあつては同日にアに掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞれ改正前の給与条例及びこれに基づく規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合）

（管理職手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第 7 条 整備条例附則第 24 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された学校職員に対する第 5 条の規定による改正後の管理職手当の支給に関する規則（以下「改正後の管理職手当規則」という。）第 3 条の規定の適用については、同条第 1 号中「別表第 5」とあるのは、「別表第 6」とする。

2 整備条例附則第 25 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された学校職員は、改正後の管理職手当規則第 3 条第 2 号に掲げる学校職員とみなして、同条の規定を適用する。

（定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第 8 条 整備条例附則第 24 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された教育職員は、第 6 条の

規定による改正後の定時制通信教育手当の支給に関する規則（以下「改正後の定時制通信教育手当規則」という。）第3条に規定する教育職員とみなして、同条の規定を適用する。

- 2 整備条例附則第25条第1項又は第2項の規定により採用された教育職員は、改正後の定時制通信教育手当規則第3条に規定する教育職員とみなして、同条の規定を適用する。

第9条 給与条例第7条の8の規定により定時制通信教育手当の支給を行う職（以下「定時制通信教育手当支給職」という。）を占める特定暫定再任用職員のうち、当該職に係る改正前の定年条例第3条に規定する年齢（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における同条に規定する年齢に準じた当該職に係る年齢）に達した日が施行日の前日以前である教育職員であって、その者に係る定時制通信教育手当の支給額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の定時制通信教育手当規則第3条及び前条の規定による定時制通信教育手当の支給額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（整備条例附則第25条第1項又は第2項の規定により採用された教育職員にあってはその額に改正後の定時制通信教育手当規則第3条に定める数を乗じて得た額）（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を定時制通信教育手当として支給する。

- 2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 施行日の前日において、定時制通信教育手当支給職を占める旧法再任用職員であった教育職員であって、施行日において引き続き定時制通信教育手当支給職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き定時制通信教育手当支給職を占める特定暫定再任用職員（第3号に掲げる教育職員を除く。）施行日の前日にその者に適用されていた定時制通信教育手当の支給額

(2) 施行日以後に新たに定時制通信教育手当支給職を占めることとなった特定暫定再任用職員（次号に掲げる教育職員を除く。）施行日の前日に定時制通信教育手当支給職を占める旧法再任用職員になったとした場合に改正前の給与条例及びこれに基づく規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として第6条の規定による改正前の定時制通信教育手当の支給に関する規則（以下「改正前の定時制通信教育手当規則」という。）第3条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる定時制通信教育手当の支給額

(3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員（定時制通信教育手当支給職以外の職を占める教育職員として次に掲げる場合に該当することとなった以後に新たに定時制通信教育手当支給職を占める教育職員となったものを含む。）施行日の前日において、定時制通信教育手当支給職を占める旧法再任用職員になったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に2回以上該当することとなった場合にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合）に改正前の給与条例及びこれに基づく規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の定時制通信教育手当規則第3条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる定時制通信教育手当の支給額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧法再任用職員でなかった者にあっては同日に旧法再任用職員になったとした場合に、同日後にアに掲げる場合に該当した者にあっては同日にアに掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞれ改正前の給与条例及びこれに基づく規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合）

（教職調整額の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第10条 整備条例附則第24条第1項又は第2項の規定により採用された教育職員は、第7条の規定による改正後の教職調整額の支給に関する規則（以下「改正後の調整額規則」）第3条

に規定する教育職員とみなして、同条の規定を適用する。

- 2 整備条例附則第25条第1項又は第2項の規定により採用された教育職員は、改正後の調整額規則第3条に規定する教育職員とみなして、同条の規定を適用する。

（義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第11条 整備条例附則第24条第1項又は第2項の規定により採用された学校職員は、第8条の規定による改正後の義務教育等教員特別手当の支給に関する規則（以下「改正後の特別手当規則」という。）第4条に規定する学校職員とみなして、同条の規定を適用する。

- 2 整備条例附則第25条第1項又は第2項の規定により採用された学校職員は、改正後の特別手当規則第4条に規定する学校職員とみなして、同条の規定を適用する。

（鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第12条 整備条例附則第24条第1項又は第2項の規定により採用された学校職員は、第10条の規定による改正後の鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則（以下「改正後の勤務時間規則」という。）第7条の2第2項に規定する学校職員とみなして、同項の規定を適用する。

- 2 整備条例附則第25条第1項又は第2項の規定により採用された学校職員は、改正後の勤務時間規則第7条の2第2項に規定する学校職員とみなして、同項の規定を適用する。

（再任用短時間勤務職員等の給料月額の特例計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第13条 整備条例附則第4条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第17条の規定による短時間勤務をしている整備条例附則第24条第1項、同条第2項、第25条第1項又は同条第2項の規定により採用された職員について準用する。

第14条 次の各号に掲げる学校職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

- (1) 整備条例附則第25条第1項又は第2項の規定により採用された学校職員 整備条例附則第5条
- (2) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている整備条例附則第24条第1項、同条第2項、第25条第1項若しくは同条第2項の規定により採用された職員 整備条例附則第4条（前条の規定により準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた整備条例附則第3条